**限定承認公告**

本籍福岡県福岡市早良区有田八丁目一八番、最後の住所福岡県福岡市早良区有田八丁目一八―九―一〇二号　被相続人　亡　原田　惠子

右被相続人は平成二十七年三月三日死亡し、その相続人は平成二十七年六月十二日福岡家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月三十日

福岡県福岡市早良区有田八丁目一八―九―一〇二号　相続財産管理人　原田裕次郎

**限定承認公告**

本籍新潟県上越市新光町二丁目二〇〇番地、最後の住所新潟県上越市新光町二丁目四番一〇号　被相続人　亡　木原　眸

右被相続人は平成二十六年十二月十八日死亡し、その相続人は平成二十七年六月二十二日新潟家庭裁判所高田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年六月三十日

熊本県熊本市東区秋津一丁目三番三〇号　相続財産管理人　木原　望

**株式等売渡請求につき株券等提出公告**

当社は、当社の特別支配株主であるアラビア石油株式会社より、平成二十七年六月二十三日付で株式売渡請求に係る通知を受け、平成二十七年六月二十九日付でこれを承認致しました。つきましては、当社株式に係る株券を所有されている方は、株式売渡請求に係る取得日である平成二十七年七月三十一日までに、その株券を当社へご提出下さい。

平成二十七年六月三十日

東京都品川区東品川二丁目五番八号　輸石アイン株式会社　代表取締役社長　菊池　一夫

**第二種金融商品取引業の廃止の公告**

当社は、平成二十七年七月三十一日をもって第二種金融商品取引業を廃止することといたしました。

金融商品取引法第五十条の二第八項に規定する顧客取引の結了の方法並びに第二種金融商品取引業に関し顧客から預託を受けた財産及びその計算において当社が占有する財産の返還の方法につきましては、結了が必要な顧客取引及び返還を必要とする顧客財産はございません。

以上、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告いたします。

平成二十七年六月三十日

東京都港区芝五丁目三四番七号　株式会社田町ビル　代表取締役　中山　明彦

**訂正公告**

平成二十七年六月二十二日（号外第一三八号）掲載の決算公告（枠組）中、代表取締役「富高　正信」とあるは「加藤　隆彦」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年六月三十日

東京都墨田区江東橋四丁目一九番五号　ＳＭＢＣ不動産調査サービス株式会社　代表取締役　加藤　隆彦

**訂正公告**

平成二十七年六月二十二日（号外第一三八号）掲載の第四十四期決算公告（枠組）中、「流動負債　304」、「固定負債　308」とあるは「固定負債　205」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十七年六月三十日

東京都大田区矢口二丁目一七番一一号　株式会社エース　代表取締役社長　神田　晴喜

**取消公告**

平成二十七年六月十二日（号外第一三二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、合併公告のみ取消します。

平成二十七年六月三十日

東京都新宿区新宿一―一〇―五岡田ビル六Ｆ　（甲）株式会社ＡＧＣＳホールディングス　代表取締役　縣　将貴

大阪市北区小松原町三―三ＯＳビル一四Ｆ　（乙）株式会社ＡＧＣＳＣ　ＪＡＰＡＮ　代表取締役　髙岡　大介

**正誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 六五 | 下 | 一八 | 限る | 行われるものに限る |

平成二十七年四月二十八日（号外第九十八号）公布内閣府・農林水産省令第六号（農水産業協同組合の優先出資に関する命令等の一部を改正する命令）（原稿誤り）

平成二十七年三月三十一日（号外特第十一号）公布財務省令第三十号（租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令）（原稿誤り）

四九八　上　別表第十二(三)中

| 名称 | |
|---|---|
| 所在地 | |
| 異動事項 | 氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別 |

五〇〇　〃　別表第十二(五)中

| 名称 | |
|---|---|
| 所在地 | |
| 異動事項 | 氏名、住所、居所、個人番号、取扱金融機関の営業所等の別 |

〃　下　一五　「及び「受贈者の代理人」」を削る。

五〇二ページ上段一一行目と一二行目の間に次のように加える。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第二十条第九項第一号の改正規定中「同条第九項第一号」を「同条第十二項第一号」に改める。

五〇二　上　二三、「第三章　加え、「第二十条第九項第一号」を「第二十条第十二項第一号」に改め、「第三章

五〇二ページ上段終りから一六行目から一二行目までは次のとおりの誤り。

第一条のうち租税特別措置法施行規則第十八条の十五の三の改正規定を次のように改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「及び住所」を「、住所」に改め、「まで及び第十八条の十五の九において同じ。）」の下に「及び個人番号」を加え、同項第二号中「金融商品取引業者等をいう。以下この条、次条」を「金融商品取引業者等をいう。以下この条から第十八条の十五の五まで」に改め、同条第九項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同条第十一項中「第十八条の十二第二項」の下に「及び第三項」を加え、同条第十六項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第四号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第十七項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第十八項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第十九項第一号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改め、同項第三号中「名称」の下に「及び当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十一項第一号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第四号中「提出年月日」の下に「並びに当該金融商品取引業者等の法人番号」を加え、同条第二十三項第一号中「及び所在地」を「、所在地及び法人番号」に改める。

五〇二　下　九　同条第十二項中

〃　〃　一〇　第十一項第一号中

〃　〃　一七　をいう。

〃　〃　二三　「当該」を削る。

同条第十二項中

同条第十一項第一号中

をいい、外国金融機関等又は外国金融商品取引清算機関の名称、本店又は主たる事務所の所在地及び法人番号の記載があるものに限る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月三十日付第一四六号二　二四ページ●同日付政府調達第一二一号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）